

教員免許の再授与申請手続に関するフローチャート

【やり方】 ステップ①から順番に確認し、最後のフローチャートを進めて申請要否を確認してください。

【準備するもの】 教員免許状、免許状更新等の証明書※詳細は補足資料を参照
(紛失している場合は「授与証明書」)

ステップ① 「新免許状」か「旧免許状」かを確認

内容	免許状に有効期限の記載	免許状の区分
平成21年(2009年)4月1日以降に、 <u>初めて</u> 免許状の授与を受けた者が保有する免許状	有	新免許
平成21年(2009年)3月31日以前に、 <u>初めて</u> 免許状の授与を受けた者が保有する免許状	無	旧免許

ステップ② 有効期限満了の日の確認

免許状更新等の申請の有無	免許状の区分	免許状の有効期限満了の日
有	—	免許状更新等の <u>証明書</u> に記載された日 (新・旧免許の区分を問わず)
無	新免許	<u>免許状</u> の左端に記載された日 (免許状を複数取得している場合、その中で最も遅い日)
	旧免許	<u>生年月日</u> により割振られた日 (別添「旧免許の最初の有効期限」の表で確認)

ステップ③ ステップ①、②で確認した情報を基に、申請手続の有無を確認

あなたの持っている免許状は、令和4年(2022年)7月1日現在有効ですか。
又は、令和4年(2022年)7月1日以降に発行された免許状をお持ちですか。

いいえ。
有効期限を過ぎています。

はい。有効です。

手続不要。永久免許となっています。

あなたの持っている(いた)免許状は、「新免許」ですか。
【新免許か旧免許かは、上表で御確認ください。】

いいえ。旧免許です。

はい。新免許状です。

教員として働くためには、再授与(免許の再取得)の申請※2が必要です。

有効期限の日に、教員※1でしたか。(有効期限と同日に、定年又は任用期間の満了で退職した場合を含み、自己都合退職は除く。)※1「教員」の詳細については補足資料を参照

いいえ。

はい。教員でした。

教員として働くためには、再授与(免許の再取得)の申請※2が必要です。
なお、現在お持ちの免許状は、返納義務があります。返納していない場合は、事前に静岡県教育委員会へ連絡してください。
(menkyo@pref.shizuoka.lg.jp)

あなたの持っている(いた)免許状は、返納の手続きを行いましたか。
(期限切れや、懲戒処分等で免許の失効通知が届き、教育委員会へ返納しましたか。)

いいえ。行っていません。

はい。行いました。

手続不要。永久免許となっています。

教員として働くためには、再授与(免許の再取得)の申請※2が必要です。

※2 免許の再授与と申請書類については、静岡県教育委員会ホームページを御確認ください。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kodomokyoiku/school/kyoiku/1003764/1003873/1063560/index.html>



旧免許の最初の有効期限

旧免許所持者で、一度も更新をしていない場合、最初の有効期限は以下の日付だったので参考とする。（更新手続きをした場合は、更新証明書に記載している期限。）

1 栄養教諭免許を所持しない旧免許所持者の有効期限

No.	生年月日	最初の有効期限
—	昭和30年4月1日以前生まれ	なし（永久免許）
1	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日
2	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日
3	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日
4	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日
5	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日
6	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日
7	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年3月31日
8	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日
9	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日
10	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日以降生まれ	令和2年3月31日

2 栄養教諭免許を所持している旧免許所持者の有効期限

No.	免許状授与日	最初の有効期限
1	平成18年3月31日以前に 栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成28年3月31日
2	平成18年4月1日から平成19年3月31日までに 栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成29年3月31日
3	平成19年4月1日から平成20年3月31日までに 栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成30年3月31日
4	平成20年4月1日から平成21年3月31日までに 栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成31年3月31日

「教員」について

○教員とは、以下のような職名であった場合に該当します。

- ・幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、
幼保連携型認定こども園の主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、主幹養護教諭、養護教諭、
養護助教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、
助保育教諭、講師※（非常勤も含む※）
- ・校長、園長、副校長、副園長、教頭
- ・指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する指導等
を行う者

○「教員」に該当しない職の例（参考）

- ・保育園での保育士
- ・学校等の支援員、補助員（教員免許不要の職に限る）※
- ・学校以外の書道教室の先生、ピアノ教室の先生、英会話の先生等
- ・塾の講師
- ・大学の教員
- ・無職

○留意事項

※の職については、辞令書や任用通知書で職名等を確実に確認してください。

- ・教員に該当する「非常勤講師」として勤務していたと思っていたが、教員ではなかった
- ・「支援員」として勤務していたと思っていたが、「教員」としての勤務であった

これらの認識の誤りにより、再授与申請や教員として勤務をした場合には、不利益が生じます。
不安な場合は、当時の勤務先に問合せの上、御確認下さい。

「免許状更新等の証明書」について

○免許状更新等の証明書は、都道府県教育委員会が発行した以下の名称の証明書を指します。

事由	証明書の名称
更新講習を受講	・更新講習修了確認証明書 ・有効期間更新証明書
管理職等の職又は優秀教員表彰者に該当し、更新講習が免除	・免許状更新講習免除証明書
休職中又は在外教育施設への派遣等に該当し、有効期限を延長	・修了確認期限延期証明書 ・有効期間延長証明書
休眠状態となった免許状を回復	・教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第三項第三号の確認証明書